

## 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

### 1 軽減措置の継続

本年1月28日、東京都より固定資産税等の軽減措置について、令和4年度も継続することを公表した。

### 2 軽減措置の内容

#### (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置

面積 200 ㎡までの部分      都市計画税    1 / 2

#### (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

面積 400 ㎡以下の土地のうち 200 ㎡までの部分

固定資産税・都市計画税    2 割

#### (3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

負担水準が 65% を超える商業地等

固定資産税・都市計画税

負担水準が 65% に相当する税額まで軽減

※ 2 (1) および (3) については、令和4年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

令和4年1月28日

主税局

## 都税に係る軽減措置の継続について

以下の措置について、次のとおり継続することとしましたので、お知らせします（各措置の概要は別紙のとおり）。

### 1 固定資産税等の軽減措置

以下の措置は、令和4年度も継続します。

- (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- (3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

※上記(1)及び(3)は、令和4年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

### 2 耐震化促進税制

適用期限を令和5年度末まで2年延長します。

(問合せ先)

主税局税制部税制課 03-5388-2949

## 都税に係る軽減措置の継続について

### 1 固定資産税等の軽減措置

| 対 象   | 経 緯  | 軽減の割合等                                     |
|---|--|--|
| (1) 小規模住宅用地<br>(面積 200 m <sup>2</sup> までの部分)                              | ○創設 昭和63年度<br>○目的<br>・ 過重な負担の緩和              | 都市計画税 $\frac{1}{2}$                        |
| (2) 小規模非住宅用地<br>(面積 400 m <sup>2</sup> 以下の土地のうち 200 m <sup>2</sup> までの部分) | ○創設 平成14年度<br>○目的<br>・ 過重な負担の緩和<br>・ 中小企業の支援 | 固定資産税 }<br>都市計画税 } 2割                      |
| (3) 商業地等<br>(負担水準が65%を超える商業地等)  | ○創設 平成17年度<br>○目的<br>・ 過重な負担の緩和              | 固定資産税 } 負担水準65%に<br>都市計画税 } 相当する税額まで<br>軽減 |

### 2 耐震化促進税制

| 対 象   | 経 緯  | 軽減の割合等  |
|---|--|---|
| 耐震化のための建替え<br>又は改修を行った住宅<br>(昭和57年1月1日以前から<br>所在する家屋を建て替えた<br>場合又は耐震改修した場合) | ○創設 平成20年度<br>○目的<br>・ 住宅の耐震化促進を<br>支援<br>・ 災害に強い東京を<br>実現 | <建替え><br>固定資産税 }<br>都市計画税 } 10割 (3年度分)<br><br><耐震改修><br>固定資産税 } 1戸あたり120m <sup>2</sup> の<br>都市計画税 } 床面積相当分まで、<br>10割 (1年度分) |

※ 対象は23区内の土地及び家屋です。